

事 務 連 絡

平成26年6月23日

都道府県労働局

労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

労災管理課長補佐（企画担当）

長期家族介護者援護金の事務処理における取扱いについて

長期家族介護者援護金（以下「援護金」という。）の支給については、平成7年4月3日付け基発第199号「長期家族介護者援護金の支給について」により取り扱われてきたところである。

同通達においては、毎年度、援護金の支給状況について、各都道府県労働局長が本省労働基準局労災管理課あて報告することとしているが、今般、平成25年度における援護金の支給状況を精査したところ、申請書受付日から支給決定日まで数ヶ月を要している事案が散見されたことから、援護金の事務処理について、下記のとおりとするので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

1 援護金の処理期間について

平成25年10月21日付け基発1021第1号「労災保険給付事務取扱手引の一部改正について」において、社会復帰促進等事業のうち一部事業は標準処理期間を1ヵ月と定めていることを踏まえ、援護金も同様の取扱いとするよう努めること。

2 処理期間に1ヵ月以上を要する場合の取扱いについて

1において定めた標準処理期間1ヵ月を経過した事案については、担当者から処理状況等を申請人に連絡の上、迅速・適正な処理に努めること。

【照会先】

厚生労働省労働基準部労災補償部

労災管理課企画調整係 小林・平岡・重里

TEL 03-5253-1111（内線：5436、5437）

FAX 03-3502-6747